

川西市立中学校自動販売機設置事業仕様書

川西市立中学校における飲料等の自動販売機の設置について、以下のとおり定める。

1 機器の設置及び撤去について

- (1) 設置事業者は、自動販売機の設置に要する経費（機器そのものの代金、搬入、電源工事等の経費）一切を負担すること。
- (2) 設置事業者は、電源工事に当たって専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気使用料を正確に検針できるようにすること。
- (3) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4) 自動販売機の外観については、特定のメーカー、商品等の宣伝を行うことなく、学校の指示があったときはその指示に従い変更すること。
- (5) 設置事業者は自動販売機を撤去する際、経費一切を負担し設置前の原状に回復すること。
- (6) 設置場所については、学校との協議により定めること。

2 機器の運用について

- (1) 自動販売機の設置については、安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題が無いか確認すること。
- (2) 設置事業者は電気使用料等、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。
- (3) 設置事業者は自動販売機にタイマーを設置し、販売時間帯は学校の指示に従うこと。
- (4) 設置事業者は自動販売機の管理、保全及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑その他の異常を発見し、または学校より連絡を受けたときは、市の責めによることが明らかな場合を除き、業者負担により速やかに修復すること。
- (5) 災害発生時に市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
- (6) 自動販売機は、ライフラインが停止した状態であっても手動で飲料備蓄品を搬出できる仕様とすること。また、災害対応型であることを表示すること。

3 商品について

- (1) 設置事業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- (2) 設置事業者は、自動販売機を利用した者がその商品により健康上の障害を生じた場合、一切その責を負うこと。
- (3) 販売する商品の種類については、学校の指示に従うとともに、変更が生じる場合は事前に学校に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 販売価格は標準小売価格より 20 円以上を割り引いた金額とすること。
- (5) 売上金は全て設置事業者の収益とする。
- (6) 設置事業者は、販売する商品納入時に賞味期限を学校に報告すること。また、設置事業者は学校の求めに応じ必要な事項を報告すること。

4 容器の回収及び処理について

- (1) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、回収ボックス及びこれらの周辺を清潔に保ち、設置場所周辺の美化推進に努めること。
- (2) 設置事業者は回収物について、リサイクル処理を行うこと。

5 貸付条件

- (1) 貸付期間は、25 カ月とする。
- (2) 設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年間使用料とする。ただし、使用期間が1年未満の場合は、月割をもって計算することとし、この場合において、その期間が1月未満のものまたはその期間に1月未満の端数期間が生じた場合は、当該端数を1月として計算する。
- (3) 貸付期間中の年間使用料の変更は行わない。
- (4) 設置事業者は自らの事情に起因して貸付期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3カ月前までに市に通知し、協議すること。また、自動販売機の撤去に伴い、当該設置事業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次の公募に応募出来ないものとする。
- (5) 貸付期間中であっても、国、地方公共団体その他公共団体において、土地を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、市が契約を解除することが出来る。この場合において、市は既納の貸付料を日割をもって還付すること。

6 その他

- (1) 設置事業者は、月毎に学校及び教育委員会へ販売実績、電気使用料を報告すること。
- (2) 設置事業者は、市が定める期日までに市へ土地使用料及び電気使用料を納めること。
- (3) 設置事業者は、教育的側面に配慮するとともに、そのために必要な学校の指示に従うこと。
- (4) 設置事業者は、契約後、速やかに自動販売機を設置すること。設置が遅れる場合は、学校及び教育委員会と相談・協議すること。